

第 1 5 回定例委員会会議録

委 員 長) 日程第 1 開会宣言

委 員 長) 日程第 2 会議成立の宣言

委 員 長) 日程第 3 会議録署名委員の指名(白川委員)

委 員 長) それでは、日程第 4 の審議に入ります。第 1 4 号議案「芦屋市立打出教育文化センター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

打出教育文化センター所長) 議案資料に基づき概略説明

委 員 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

白 川 委 員) 条例改正ということはよくわかりましたが、今まで学校教育課で行っていたことを打出教育文化センターに移管することによって、具体的にどのように改善されるのか教えてください。

打出教育文化センター所長) 本年度、国の補正予算に伴いまして、6月議会におきまして、補正予算として6,259万1,000円のご承認をいただきまして、情報ネットワークシステムの構築を進めているところでございます。

これは、3本の柱がございまして、一つ目は教職員の校務の効率化を進めてまいりました。それから二つ目が、情報セキュリティの件で強化をしていこうということで進めています。三つ目が、授業の中でパソコン等のICT機器の活用ということで進めてまいりまして、幼・小・中のネットワークシステムを構築しまして、共有フォルダ等で情報を共有して教育活動に活かしていこうという構想で展開をしているところでございます。

委員長) 今、三つほど言われましたが、それを専門的に行うのに、人が必要になってこないのでしょうか。

打出教育文化センター所長) トラブル対応、それから活用の仕方についての支援ということが大きく二つの命題になってきますが、トラブル対応を中心にICTの運用員というのを委託契約で来年度1年間採用していただくことを進めております。

もう1点は、緊急雇用の補助を利用しまして、各学校に授業での活用の仕方とかホームページの改正の仕方とかを支援するICT支援員を申請中でございます。

委員長) 新たにそういう人を配置するということですか。

打出教育文化センター所長) トラブル対応やホームページ修正の支援で、各学校園へ行っていただくという方でございます。

委員長) 新しい体制やシステムをつくろうとされていると思いますが、現状ではどういう課題があるのですか。

打出教育文化センター所長) 一番大きな課題はセキュリティーの問題です。本庁と比較すると甘い状況があります。セキュリティーの強化をしていくということを第一の課題として進めております。

白川委員) 1番目の教職員の校務の効率化ですが、これからどのように変わるのですか。

打出教育文化センター所長) 学校園では、仕事の書類等を自分のコンピューターに入れている学校園が多いのが現状です。それを共有フォルダに保存し、校務分掌が毎年変わったとしても、前任者の文書を改善して活用できるという利点もありますし、ほかにも学校園で、ワークシート・ドリル・プリントにしても、学校だけではなく、市全体で共有して、財産として使えるという形にもしていき

いと考えているところでございます。

委員長) 学校園の情報が打出教育文化センターで把握できるようになるのですか。

打出教育文化センター所長) 例えば A 小学校の A 教諭が、どのパソコンに入ってどのような操作をしたかというログを保存しますので、それを監視するといえますか、運用してよく見ていくという人がぜひとも必要ですので、先ほど申しました ICT 運用員をお願いしたということになっております。

白川委員) 外部から各先生に電子メールでアクセスする場合の改善はあるのですか。

打出教育文化センター所長) 電子メールにつきましては、現在、各学校で校長、教頭、事務職で 5 名しかできない状況ですが、来年度からは教職員全員にメールアドレスが配付されますので、外部からの交信もできるようになります。

ただ 1 点、個人情報が入っているものは、メールで自分の家とかに送信できないようなポリシーになっております。

宇佐見委員) そうしますと、先生方は自分の家に USB メモリ等で持ち帰ることができなくなり、学校の自分のパソコンで作業されるということですか。

打出教育文化センター所長) ドリルとか普通の文書とかについては、個人情報と切り分けます。個人情報は持って帰れないことが原則になります。

宇佐見委員) 成績処理は、学校でしかできないということになるのですか。

打出教育文化センター所長) 基本的にそうです。

宇佐見委員) 例えば、今日、風邪で休みますとか、そういう連絡も、将

来的にはメールでのやりとりで、できるようになるのですか。

打出教育文化センター所長) インフルエンザ対応で、メールで一斉送信する形をとりましたので、その逆方向になる場合はあります。

ただ、先生のメールアドレスを保護者の方に公開するというのは、個人情報等の関係もありますので、難しい検討材料だと思っております。

白川委員) 家庭のパソコンからログインすることはできるのですか。

打出教育文化センター所長) 外からはログインできません。

白川委員) 大学ではそれができますけどね。

社会教育部長) 家のパソコンはウイルスに感染している可能性がありますからね。

植田委員) どの程度、情報というものをナーバスに考えるかですが、企業などでは、一切、外には持ち出すことができません。非常にハードなセキュリティーをかけています。

委員長) 教員の多忙感が問題になっていますが、教員への負担はそれほどないと思われませんか。

打出教育文化センター所長) 最初は操作に時間がかかり、なれない部分があると思いますが、活用し、うまく使えるようになると、校務の効率化につながると思います。

植田委員) 一定の場と時間を設定することになりますので、その時間内で要領がない人にとってみたら、非常に厳しく追い詰められるかもしれませんが、逆にいいますと、家にいると解放されるのですよ、仕事をしてはいけなくなったら、そういう意味では、非常にオンとオフのメリハリがつきます。しかし、オンの部分が非常にシビアになるという形はできません。

委員 長) 過重な部分が出てくる可能性はありますね。

教 育 長) いろいろな問題が出てくるといえますし、しばらくの間は、担当者を中心に苦勞が続くとは思いますが、セキュリティーの問題は非常に重要ですから、乗り切らざるを得ないと思っています。

白 川 委 員) 先生が事務的ないろいろな書類を出すのは、また別のシステムになるのですか。

打出教育文化センター所長) それは一緒です。教育委員会へ提出するような書類についても共有フォルダに置いておきます。ですから、学校教育課や教職員間もLANでつながるようにして、1台ずつパソコンを置く予定になっております。

委員 長) 新しいことを始めるといのは、どうしても負担になるということは多いですね。そういう意味で、忙しい先生方に効率化することによって、後に、少し楽になったみたいなことが期待できないといけません。どんどん仕事がふえ、負担がふえるということだけにならないようにお願いします。

教 育 長) 恐らく先生方には、当初、不評が出ると思いますが、セキュリティーのことを考えますと、もうやらざるを得ません。

植 田 委 員) まず、学校の情報は、そんなにナーバスに考えなきゃいけないのだろうかという点と、もう一点は、ネットで全部やりまますから、話す必要がなくなり、学校内の人間関係のコミュニケーションがなくなってしまうのか、非常に不安ですね。それは意識しておいたほうがいいと思います。

委員 長) 今の子どもたちが、そういう状況の中で育っていて、それがどうなのかということに不安感を我々は感じるわけです。

子ども同士，あるいは先生と一緒にあって触れ合う人間関係が，信頼に結びついていく，それが本来の教育であり，今も昔も変わらない要素としてなければならないのです。ですから，そのことが，今，ご指摘いただいたことにつながります。

白川委員) 　例えば校園長会議とかで，ひざを突き合わせて，とことん話さなければならない内容についてもメールで済ませてしまうことは良くありません。先生方の直接顔を合せてのコミュニケーションは非常に大切ですね。

委員長) 　情報伝達が単に便利になってということだけではなく，教員の本来あるべき人間関係の問題を，触れるようにしてください。

打出教育文化センター所長) 　本当におっしゃるとおりだと思います。機械に使われることのないように，機械をうまく活用しながら，人間同士の触れ合いを大事にするように意識しながら，この事業を進めてまいりたいと思います。

委員長) 　そういうことでよろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

無いようですので，これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は，原案どおり可決することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

議案第14議案号採決。結果，可決（出席委員全員賛成）

委員長) 　次に，第15号議案「芦屋市文化基本条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

文化振興担当課長)

議案資料に基づき概略説明

委員長)

説明が終わりました。質疑はございませんか。

これは、3月議会に提出するということですか。

文化振興担当課長)

はい、そのように予定いたしております。

植田委員)

私の意見ですが、これは、それなりの一定の目的を達する
条例だと思います。

何のためにこの条例をつくるかということですが、基本的には、芦屋の文化は、それこそ全国に光を放つという、そういうことが、消えた時代がおそらくあったのだらうと思います。そして今の状況を見ますと、関西圏、芦屋も例外ではなく、東京に一極集中していく中で、文化振興財団の解散、美術博物館の閉館問題とか、そういうようなテーマまで出てきてしまうという形の中でこれがつくり上げられてきたという原点のところを見ると、非常に重要なものであると思います。

それぞれの思いがあるわけですが、ある一種の集約点がここであろうと思います。もっとドラマチックな文書があちこちに入りそうな感じはしますが、一般的にはこういう形でいいのではないかと思います。文化はあるものを並べておくだけでは文化の魅力はないわけで、それが継続性を持って人に光を放ち続けるか、やはり基本は創造だと思うのです。

そういう意味から言うと、第1条の目的というところで、「この条例は、文化の振興に関し」ということで、続いて第3条、これは全部先頭が文化の振興に当たってはとなっており第1項では市民、第2項では、「文化の振興に当たっては、歴史及び風土」第3項では、「文化の振興に当たっては、文化を

創造し、享受する」こういう形で、文化の振興というのが一つの核を貫いている。そういう意味では、基本条例というものの、振興基本条例という形がこの中身を彩っているわけで、まさに振興が必要という形の基本条例であります。

それから、お聞きしたいのは、附則の第2条と条例の第2条がつながっていないのですが、その辺はどうなっているのですか。

文化振興担当課長) これは、附属機関に関する条例というのが別にございまして、この第2条の中に規定されております。

植田委員) この条例ではなく、附属機関の設置に関する条例ですか。

文化振興担当課長) そうです。改正の指示文で、このような書き方になっております。

植田委員) それから、要綱というのは。

文化振興担当課長) これは、一般的な形式として条例を改正する場合は、国もそうなのですが、説明用としてこの要綱というのが定められています。中身としては、大体、条例に書いてあるようなことが書いてありますので、余り簡略化はされていません。

植田委員) この議論に入っていきますと、当局と社会教育部でどういう形でこれを進めていくのかということがありますから、少し条例の基本からずれてしまいますので、まず、私は条例に対しては大体異存はないということで、これを動かしていってほしい、こういうふうに思います。

白川委員) 質問ですが、この条例の附則のところでは審議会を設置するということがありますが、条例の中には入れないのですか。

社会教育部長) 本市の場合は、附属機関は、すべて附属機関の設置に関する

条例で取り扱っておりますので、文化基本条例の中には入れなくて、こういう附則の規定で入れるという形になっています。

白川委員) 委員については、10人以内となって、ここに学識経験者、市民、その他市長が適当と認める者となっておりますが、文化振興審議会に学識経験者がふさわしいのかどうかと思いますが。

文化振興担当課長) 学識経験者というのは、そういう専門に文化にかかわっておられるような方を入れないと、やはり審議会としてはどうかなと思います。

白川委員) そうですが、いろいろな審議会があって、皆、学識経験者を委員に入れることがあります。文化振興審議会に学識経験者というよりも、文化芸術関係者とか言えないかなと思いました。

文化振興担当課長) それは理解できますが、広く大きく書いてあるのが、こういう書き方で、例えば芸術のことに関する諮問事項があった場合は、そういう人を臨時に選ぶ場合もあるわけですが、通常は大学の先生でそういう文化に携わっておられる方がふさわしいと思いましたので、そういう意味も含めまして学識経験者と表現しております。

委員長) 学識経験者というのは、非常に便利な言葉ですね。

文化振興担当課長) そうなのです。

委員長) よく使われる言葉で、これを細かく規定するというのは難しいですね。

管理部長) 委員定数は10人以内とありますが、臨時委員という形で若干人を置くことができるということの規定がありますので。

白川委員) 私は、ただ、もう少し気の利いた言葉がないかなと思った

だけですので。

委員長) ほかにどうでしょうか。

植田委員) いろいろとお話したいことはありますが、簡潔に申し上げますと、今後、設置されます審議会については、会長となる方を含めまして、人材が一番のキーワードとなりますので、その点についてよろしくお願いいたします。

委員長) 要望でいいですか。

植田委員) はい、結構です。

文化振興担当課長) これは市の組織のことにもかかわってきますので、現時点では考えておりません。

植田委員) 教育委員会の文化に関する人材が必要ですが、行政がやると大体光ってこないのですね、ですから、光っている人材をどう入れ込むかが重要です。

開かれた審議会で、人数の制限があるとしても、補充の形でどんどん入れていくことによって、みんなに参画してもらう形をイメージして行って欲しいです。

委員長) 実際に動かしていく、行動していくというのは、これは教育委員会であったり、市長部局との関係とかいうことですね。だけど、そういう行政だけではなく、NPO的な、あるいは外に、文化について非常に強く思い、それを既に形にされておるところもあるわけですから。具体的に何か展開しないことには、理念ばかりを膨らましても仕方がないですね。

教育長) 今おっしゃったようなことで、理念とか理想とかを追いかけ過ぎて、現実が遊離する心配はありますので、この審議会というのは、シンクタンクだと思います。それがアイデアを出し、

市長部局を中心としたところで具現化しないといけない。

委員長) 私は、官民一体なんて言葉もありますが、連携してやっていかないと、教育委員会の社会教育部だけがやるというのではないと思うのですが。

社会教育部長) 第 13 条にあります「学校教育における文化活動の充実」、これなどは、まさしく教育委員会の学校教育部と社会教育部だけで、ほとんど連携でできるものです。

ですから、それについては何回か申し上げていますが、美術博物館でも次年度は学校との連携事業を強化しようということになっています。できる事業は、スピード感を持って取り組みます。市長部局にもそういう意識を持ってもらうということの重要性があると思います。

対外的には、文化政策の条例が芦屋市にはあるということによって、きっちりした自治体としての固有の文化政策があるという、それが大きいのではないかと思います。

委員長) 理解できますが、学校教育だって、社会教育だって組織でやるのではなく、地域の中でそういう機会があったら一緒になってやっていかないといけないと思います。文化というのは、そういう意味でつながりをつくって、それで新たなものが生まれていくようにしないと、あるものをとり回すだけではいけません。

社会教育部長) 美術博物館の展示を、学校現場と連携してやることによって、多くの市民、保護者だけでなく、おじいちゃん、おばあちゃんにも来ていただくことによって、市民との協働事業になっていきますので、そこでいろいろな発展的なこともできるのかなと

思います。

植田委員) 私の理想とするところは、子どもの頃からそういうハイレベルなものに接すること、それから、芦屋の市民は結構レベルが高いわけですから、それが創造的な形で、芦屋から出ないで、芦屋で創造しながら、ハイレベルな市民が支えていく形で、世界に発信するとか、そんな形ですね。

伝統というのは、私はもうほとんど消えていると思うわけですが、昔の芦屋は光っていましたね、美術博物館にしても、写真家もそうですし、やはりその時代のトップランナーたちが芦屋にいたなと痛感するわけですが、そういう人材を育てて芦屋から発信してほしいと思います。

社会教育部長) 「芦屋の生活の昭和展」を美術博物館でやっていますが、古いラジオであるとかミシンであるとか、生活用品を飾って、ああいうのも、校外学習の場として、美術博物館を活用してもらうことについてもやっていきつつあります。

委員長) 他にございますか。

白川委員) 条例ができることは本当にいいことですが、ここまでやってきて、またこの基本計画をつくるのに、のらりくらりとしていてはね。

確かに過去の芦屋の文化ということももちろんですが、何か突破口で、もっと創造していくようなことも考えないといけないと思っています。

委員長) 審議会というのは定期的にかかれて、そういう現状を報告して意見をもらうという、そういうことですか。

文化振興担当課長) 常設の審議会ですが、この基本計画を定めるためには、意

見を具申しないといけない場合と，こちらから諮問事項がある場合については審議会を開催する。

それからもう一つ，評価というのですか，施策のそういう部分についてもこの審議会が担うということになりますので，この基本計画を策定するときには相当開かれると思いますが，年に最低一，二回は開かれるのではないかという感じがします。月に1回とか，そういうことではないわけです。

植田委員) 私のイメージからすると，皆でわあわあやりながら，まさに，文化を楽しみながら文化をつくっていこうという気概ですね，いいものが大好きみたいな人で，それで芦屋の文化をどんどん発展させる，そういう会合みたいなね，それが日常的に継続性を持った形でやっていくことが一番いいと。

白川委員) 私は，基本計画を待たなくても，少なくとも，できることをどんどんやっていかなければならないと思います。

委員長) 例えば行政で言えば，行政の中に何か一つ目玉が出てきて，来年はこんなことやるぞということがわかるということも大事ですが，条例はできたが，何が変わったのですかということになりかねない。

教育長) 行政は，確かに今言われたように，去年のに若干修正を加えて，続けてやっていくというので流れてしまうので，結局そこでキャッチフレーズだとか目玉とかいうのは必要なんでしょう。

委員長) お金がこういうふうな部分についているということが大事ですね。

植田委員) 市民，事業者と，それから市が三位一体の中でやっていきましようという中で，いわゆるマシンとして日々動いて，創造し

ていくような，NPO的な，言うならば芦屋文化クラブみたいな，そんな人たちがあちこちできたり，あるいは行政としてどうそれにアプローチしていくのか，イメージするのはそんな形かなと思っています。

芦屋の文化が大好きな人たちというのは，結構，芦屋におられるものですから，そういう人材を継続的に芦屋の文化創造のために，行政と一緒にやっていく必要がありますね。

委員長) こういった要望をきちっと受けとめていただいで進めてください。ほかに質疑はございませんか。

無いようですので，これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は，原案どおり可決することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

第15号議案採決。結果，可決（出席委員全員賛成）

委員長) 日程第5 閉会宣言